

福岡県公報

平成二十九年四月十一日
第三千八百八十三号
増刊
①

目次

規則(第十八号)

○福岡県農業協同組合法施行細則

(団体指導課) ……………

規則

福岡県農業協同組合法施行細則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年四月十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十八号

福岡県農業協同組合法施行細則

農業協同組合等の行なう報告等の手続に関する規則(昭和四十年福岡県規則第八号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。)の施行については、法、農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号。以下「政令」という。)、農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号。以下「省令」という。)及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第一号。以下「信用事業命令」という。)に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 組合 法第九十八条第一項の規定により知事が所管行政庁である農業協同組合及

び農業協同組合連合会をいう。
二 農事組合法人 法第九十八条第一項の規定により知事が所管行政庁である農事組合法人をいう。

三 組合員 法第九十八条第一項の規定により知事が所管行政庁である農業協同組合の組合員及び同項の規定により知事が所管行政庁である農業協同組合連合会の会員をいう。

四 正組合員 法第十二条第一項第一号の規定による組合員又は同条第二項第一号の規定による会員をいう。

五 准組合員 法第十二条第一項第二号から第四号まで又は第二項第二号若しくは第三号の規定による組合員をいう。

(書類の提出)

第三条 組合が、法、政令、省令、信用事業命令及びこの規則(以下「法令等」という。)によって提出する書類は、知事に提出しなければならない。ただし、第三十一条の規定により提出する書類は、合併後存続する組合又は合併により新たに設立する組合の主たる事務所の所在地を管轄する農林事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 農事組合法人が法令等によって提出する書類は、定款に定めた地区の範囲が一の農林事務所管轄区域を超えない区域を地区とする農事組合法人にあつてはその地区を管轄する農林事務所長に、その他の農事組合法人にあつては主たる事務所の所在地を管轄する農林事務所長に提出しなければならない。ただし、第三十六条及び第三十七条の規定により提出する書類は、知事に提出するものとする。

3 前二項の規定は、組合員、発起人、清算人又は利害関係人が法令等によって報告、申請又は請求をする場合について準用する。

4 前三項の規定により提出する書類の提出部数は、一通とする。ただし、農林事務所長を経由する場合にあつては、二通とする。

(指定組合の指定申請)

第四条 組合は、法第十条第十八項の規定により指定を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書(様式第一号)を提出しなければならない。

一 理由書

二 最近における財産及び損益の状況、執行体制その他信用事業命令第六条の二第一項に掲げる基準に適合するかどうかを審査するため参考となるべき事項を記載した書類

三 指定申請に係る決議を行った理事会（法第三十条の二第五項で定める経営管理委員設置組合が経営管理委員会において決議した場合にあっては、経営管理委員会以下同じ。）の議事録の謄本

四 その他知事が必要と認める書類

（特定農業協同組合の承認申請）

第五条 農業協同組合（法第九十八条第一項の規定により知事が所管行政庁であるものに限る。以下同じ。）は、信用事業命令第五十九条の規定により特定農業協同組合の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第二号）を提出しなければならない。

一 理由書

二 最近における財産及び損益の状況、執行体制その他農業協同組合法施行令第三条の四並びに第三条の五第一項及び第三項第二号から第四号までの規定に基づき、主務大臣の指定する金融機関等を定める件（平成十三年十二月金融庁・農林水産省告示第十九号）第二条に規定する基準に適合するかどうかを審査するため参考となるべき事項を記載した書類

三 承認申請に係る決議を行った理事会の議事録の謄本

四 その他知事が必要と認める書類

（余裕金運用総額の超過の承認申請）

第六条 農業協同組合は、政令第三十二条第五項ただし書の規定により余裕金運用総額の超過の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第三号）を提出しなければならない。

一 理由書

二 最近における財産及び損益の状況を記載した書類

三 承認申請に係る決議を行った理事会の議事録の謄本

四 その他知事が必要と認める書類

（信用事業規程の設定、変更又は廃止）

第七条 組合は、法第十一条第一項の規定により信用事業規程の設定の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第四号）を提出しなければならない。

一 理由書

二 信用事業規程

三 規程設定に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

四 その他知事が必要と認める書類

2 組合は、法第十一条第三項の規定により信用事業規程の変更の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第五号）を提出しなければならない。

一 変更理由書

二 新旧対照表

三 規程変更に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

四 現行の信用事業規程

五 その他知事が必要と認める書類

3 組合は、法第十一条第三項の規定により信用事業規程の廃止の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第六号）を提出しなければならない。

一 廃止理由書

二 規程廃止に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

三 その他知事が必要と認める書類

4 組合は、法第十一条第四項の規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、第二項各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第七号）を提出しなければならない。

（信用事業方法書の制定、変更又は廃止）

第八条 組合は、信用事業命令第七条第二項の規定により信用事業方法書の制定の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第八号）を提出しなければならない。

一 理由書

二 信用事業方法書

三 信用事業方法書制定に係る決議を行った理事会の議事録の謄本

四 その他知事が必要と認める書類

2 組合は、信用事業命令第七条第二項の規定により信用事業方法書の変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第九号）を提出しなければならない。

一 変更理由書

二 新旧対照表

三 信用事業方法書変更に係る決議を行った理事会の議事録の謄本

四 現行の信用事業方法書

五 その他知事が必要と認める書類

3 組合は、信用事業命令第七条第二項の規定により信用事業方法書の廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第十号）を提出しなければならない。

一 廃止理由書

二 信用事業方法書廃止に係る決議を行った理事会の議事録の謄本

三 その他知事が必要と認める書類

（信用供与等限度額の超過の承認申請）

第九条 組合は、法第十一条の八第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定により当該組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額の超過の承認を受けようとするときは、信用事業命令第十八条第四項各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第十一号）を提出しなければならない。

（特定関係者等との間の取引等の承認申請）

第十条 組合は、法第十一条の九ただし書の規定により特定関係者又は特定関係者に係る利用者との間の取引等を行うことの承認を受けようとするときは、省令第八条第一項各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第十二号）を提出しなければならない。

（共済規程の設定、変更又は廃止）

第十一条 組合は、法第十一条の十七第一項の規定により共済規程の設定の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第十三号）を提出

しなければならない。

一 理由書

二 共済規程

三 規程設定に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

四 その他知事が必要と認める書類

2 組合は、法第十一条の十七第三項の規定により共済規程の変更の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第十四号）を提出しなければならない。

一 変更理由書

二 新旧対照表

三 規程変更に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

四 現行の共済規程

五 その他知事が必要と認める書類

3 組合は、法第十一条の十七第三項の規定により共済規程の廃止の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第十五号）を提出しなければならない。

一 廃止理由書

二 現に締結している共済契約の取扱いの方針を記載した書類

三 規程廃止に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

四 その他知事が必要と認める書類

4 組合は、法第十一条の十七第四項の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、第二項各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第十六号）を提出しなければならない。

（価格変動準備金の不積立て等に係る認可申請）

第十二条 組合は、法第十一条の三十四第一項ただし書の規定により価格変動準備金の不積立ての認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第十七号）を提出しなければならない。

一 理由書

二 法第三十六条第二項の規定により作成された計算書類

三 その他知事が必要と認める書類

2 組合は、法第十一条の三十四第二項ただし書の規定により価格変動準備金の取崩しの認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第十八号）を提出しなければならない。
（信託規程の設定、変更又は廃止）

第十三条 農業協同組合は、法第十一条の四十二第一項の規定により信託規程の設定の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第十九号）を提出しなければならない。

一 理由書

二 信託規程

三 規程設定に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

四 その他知事が必要と認める書類

2 農業協同組合は、法第十一条の四十二第三項の規定により信託規程の変更の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第二十号）を提出しなければならない。

一 変更理由書

二 新旧対照表

三 規程変更に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

四 現行の信託規程

五 その他知事が必要と認める書類

3 農業協同組合は、法第十一条の四十二第四項の規定により信託規程の変更の届出をしようとするときは、前項各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第二十一号）を提出しなければならない。

4 農業協同組合は、法第十一条の四十二第四項の規定により信託規程の廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第二十二号）を提出しなければならない。

一 廃止理由書

二 規程廃止に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

三 その他知事が必要と認める書類

（宅地等供給事業実施規程の設定、変更又は廃止）

第十四条 組合は、法第十一条の四十八第一項の規定により宅地等供給事業実施規程の設定の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第二十三号）を提出しなければならない。

一 理由書

二 宅地等供給事業実施規程

三 規程設定に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

四 その他知事が必要と認める書類

2 組合は、法第十一条の四十八第三項の規定により宅地等供給事業実施規程の変更の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第二十四号）を提出しなければならない。

一 変更理由書

二 新旧対照表

三 規程変更に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

四 現行の宅地等供給事業実施規程

五 その他知事が必要と認める書類

3 組合は、法第十一条の四十八第四項の規定により宅地等供給事業実施規程の変更の届出をしようとするときは、前項各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第二十五号）を提出しなければならない。

4 組合は、法第十一条の四十八第四項の規定により宅地等供給事業実施規程の廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第二十六号）を提出しなければならない。

一 廃止理由書

二 規程廃止に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

三 その他知事が必要と認める書類

（農業経営規程の設定、変更又は廃止）

第十五条 組合は、法第十一条の五十一第一項の規定により農業経営規程の設定の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第二十七号）を提出しなければならない。

- 一 理由書
 - 二 農業経営規程
 - 三 規程設定に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本
 - 四 組合員（法第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。以下この項において同じ。）の総数が省令第五十一条の三で定める数を超えない農業協同組合にあつては、法第十一条の五十第三項又は第四項に定める同意を得たことを証する書類（同条第九項に定める決議が必要なときは、その決議があつたことを証する書類を含む。）
 - 五 組合員の総数が省令第五十一条の三で定める数を超える農業協同組合にあつては、法第十一条の五十第六項及び第七項の手續を経たことを証する書類並びに六分の一以上の組合員が農業の経営に反対の意思の通知を行つていないことを証する書類
 - 六 その他知事が必要と認める書類
- 2 組合は、法第十一条の五十一第三項の規定により農業経営規程の変更の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第二十八号）を提出しなければならない。
 - 一 変更理由書
 - 二 新旧対照表
 - 三 規程変更に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本
 - 四 現行の農業経営規程
 - 五 その他知事が必要と認める書類
 - 3 組合は、法第十一条の五十一第四項の規定により農業経営規程の変更の届出をしようとするときは、前項各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第二十九号）を提出しなければならない。
 - 4 組合は、法第十一条の五十一第四項の規定により農業経営規程の廃止の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第三十号）を提出しなければならない。
 - 一 廃止理由書
 - 二 規程廃止に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本
 - 三 その他知事が必要と認める書類

- （共済契約に係る契約条件の変更の申出）
- 第十六条** 組合は、法第十一条の五十二第一項の規定により共済契約に係る契約条件の変更の申出をしようとするときは、省令第五十三条各号に掲げる書類を添付した申出書（様式第三十一号）を提出しなければならない。
- （共済契約に係る契約条件の変更の承認申請）
- 第十七条** 組合は、法第十一条の六十一第一項の規定により共済契約に係る契約条件の変更の承認を受けようとするときは、省令第五十七条各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第三十二号）を提出しなければならない。
- （基準議決権数を超える議決権の保有に係る承認申請）
- 第十八条** 農業協同組合は、法第十一条の六十五第二項ただし書の規定により基準議決権数を超える議決権の保有の承認を受けようとするときは、省令第六十四条第一項各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第三十三号）を提出しなければならない。
- （一時理事の選任請求等）
- 第十九条** 組合の組合員その他の利害関係人は、法第四十条第一項の規定により一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任又は役員若しくは選任をするための総会の招集を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した請求書（様式第三十四号）を提出しなければならない。
- 一 役員が欠けるに至つた経緯等を記載した書類
 - 二 損害を生ずる理由及びその内容を記載した書類
 - 三 請求人と組合との関係を証する書類
 - 四 一時理事又は監事に推薦する者の氏名、住所、生年月日、略歴及び推薦理由を記載した書類（総会の招集を請求する場合は除く。）
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 組合の組合員その他の利害関係人は、法第四十条第三項の規定により一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、前項各号（この場合において、前項第四号中「一時理事又は監事」とあるのは「一時代表理事」と読み替えるものとする。）に掲げる書類を添付した請求書（様式第三十五号）を提出しなければならない。
- （定款の変更）

第二十条 組合は、法第四十四条第二項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第三十六号）を提出しなければならない。

- 一 変更理由書
 - 二 新旧対照表
 - 三 定款変更に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本
 - 四 現行の定款
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 組合は、出資一口の金額の増加又は出資最低持口数の引上げに関する定款の変更の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、出資一口の金額を増加する場合にあっては組合員全員の、出資最低持口数を引き上げる場合にあってはその持口数が引上げ後の最低持口数に達しない組合員全員の同意があったことを証する書類を添付しなければならない。
- 3 組合は、出資一口の金額の減少に関する定款の変更の認可を受けようとするときは、第一項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 法第四十九条第二項の規定に基づく公告に係る計算書類
 - 二 法第四十九条第二項の規定による手続（同条第三項又は第五十条第二項の規定による手続を執ったときは、当該手続を含む。）を経たことを証する書類
- 4 組合は、法第五十四条の四第一項の規定により組合員に出資をさせる組合に移行するために定款の変更の認可を受けようとするときは、第一項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 総代会で定款の変更を決議した組合にあっては、法第五十四条の四第四項において準用する法第四十八条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類
 - 二 法第五十四条の四第四項において準用する法第四十八条の二第二項の規定により総会が招集された場合にあっては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 5 組合は、法第五十四条の五第一項の規定により組合員に出資させない組合（以下「非出資組合」という。）に移行するために定款の変更の認可を受けようとするときは

、第一項各号及び前項各号（この場合において、「法第五十四条の四第四項」とあるのは「法第五十四条の五第三項」と読み替えるものとする。）に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第五十四条の五第三項において読み替えて準用する法第四十九条第二項の規定に基づく公告に係る計算書類

二 法第五十四条の五第三項において読み替えて準用する法第四十九条第二項の規定による手続（同条第三項又は第五十条第二項の規定による手続を執ったときは、当該手続を含む。）を経たことを証する書類

6 組合は、法第四十四条第四項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、第一項各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第三十七号）を提出しなければならない。

（信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請等）

第二十一条 組合は、法第五十条の二第三項の規定により信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可を受けようとするときは、譲渡の場合にあっては信用事業命令第五十条第一項各号に、譲受けの場合にあっては信用事業命令第五十一条第一項各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第三十八号）を提出しなければならない。

2 組合は、法第五十条の二第七項の規定により信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、信用事業命令第五十条第一項第一号から第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を添付した届出書（様式第三十九号）を提出しなければならない。

（共済事業の譲渡等の届出）

第二十二条 組合は、法第五十条の四第五項において準用する法第五十条の二第七項の規定により共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第四十号）を提出しなければならない。

一 理由書

二 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

三 共済事業の全部を譲渡した場合にあっては譲渡契約書の写し、共済契約の全部を移転した場合にあっては移転契約書の写し

四 法第五十条の四第四項において読み替えて準用する法第四十九条第二項の規定に基づく公告に係る計算書類

五 法第五十条の四第四項において読み替えて準用する法第四十九条第二項の規定による手続（同条第三項又は第五十条第二項の規定による手続を執ったときは、当該手続を含む。）を経たことを証する書類

六 その他知事が必要と認める書類

（業務報告書の提出等）

第二十三条 組合は、法第五十四条の二第一項又は第二項の規定により業務報告書の提出をしようとするときは、当該業務報告書に届出書（様式第四十一号）を添付して提出しなければならない。

2 組合は、省令第二百二条第七項の規定により業務報告書の提出延期の承認を受けようとするときは、理由書を添付した申請書（様式第四十二号）を提出しなければならない。

（業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類の縦覧開始届出等）

第二十四条 組合は、省令第二百三十一条第一項第二十一号に掲げる場合に該当することにより法第九十七条第十二号の規定による届出をしようとするときは、法第五十四条の三第一項又は第二項の規定により作成した書類を添付した届出書（様式第四十三号）を提出しなければならない。

2 組合は、省令第二百六条第二項の規定により縦覧開始延期の承認を受けようとするときは、理由書を添付した申請書（様式第四十四号）を提出しなければならない。

（事業計画書の提出等）

第二十五条 組合は、省令第二百三十二条第一項の規定により事業計画書を提出しようとするときは、当該事業計画書に届出書（様式第四十五号）を添付して提出しなければならない。

2 組合は、省令第二百三十二条第五項の規定により事業計画書の提出延期の承認を受けようとするときは、理由書を添付した申請書（様式第四十六号）を提出しなければならない。

（組合設立の認可申請）

第二十六条 発起人は、法第五十九条第一項の規定により組合設立の認可を申請しよう

とするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第四十七号）を提出しなければならない。

一 定款

二 理由書

三 事業計画書

四 設立経過報告書

五 発起人名簿

六 法第五十六条第一項の規定により作成した目論見書及び設立準備会の開催公告の写し

七 定款作成委員名簿及び設立準備会の議事録の謄本

八 創立総会の開催公告の写し及び創立総会の議事録の謄本

九 その他知事が必要と認める書類

2 発起人は、農業協同組合連合会（法第九十八条第一項の規定により知事が所管行政庁であるものに限る。以下同じ。）設立の認可を申請しようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、会員たる組合がそれぞれの総会において法第四十四条第一項第八号の規定による決議を経た議事録の謄本を添付しなければならない。

（認可に関する証明請求）

第二十七条 組合又は発起人は、法第六十一条第二項後段（法第四十四条第三項、第六十一条第五項後段及び第六十五条第三項（第七十条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）において、それぞれ準用する場合を含む。）の規定により認可に関する証明の請求をしようとするときは、理由書を添付した請求書（様式第四十八号）を提出しなければならない。

（設立登記の届出等）

第二十八条 組合は、法第六十三条第一項の規定により設立の登記を完了したときは、登記事項証明書を添付した届出書（様式第四十九号）を提出しなければならない。

2 組合は、法第六十一条第一項の規定による認可の通知があった日から九十日を経過した日以後においても設立の登記ができないときは、理由書を添付した報告書（様式第五十号）を提出しなければならない。

（解散の決議の認可申請等）

第二十九条 組合は、法第六十四条第二項の規定により解散の決議の認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第五十一号）を提出しなければならない。

- 一 理由書
 - 二 解散に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本
 - 三 解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、貸借対照表を除く。以下同じ。）
 - 四 清算人名簿（法第七十一条ただし書の規定により選任した場合に限る。以下同じ。）
 - 五 総代会で解散を決議した組合にあつては、法第四十八条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類
 - 六 法第四十八条の二第二項の規定により総会が招集された場合にあつては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
 - 七 その他知事が必要と認める書類
- 2 組合は、法第六十四条第一項第一号の規定により解散したときは、前項各号に掲げる書類のほか、解散の登記に係る登記事項証明書を添付した届出書（様式第五十二号）を提出しなければならない。
- 3 組合は、法第六十四条第一項第三号若しくは第四号、同条第五項又は第七項第三号の規定により解散したときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第五十三号）を提出しなければならない。
- 一 解散時の財産目録及び貸借対照表
 - 二 清算人名簿
 - 三 解散の登記に係る登記事項証明書
 - 四 法第六十四条第一項第三号の規定により解散した場合にあつては、破産手続開始の決定を証する書類
 - 五 法第六十四条第五項の規定により解散した場合にあつては、解散時の組合員の名簿
 - 六 法第六十四条第七項第三号の規定により解散した場合にあつては、会員が一人になつてから六月を超えていることを証する書類

七 その他知事が必要と認める書類

（組合等の継続の届出）

第三十条 組合又は農事組合法人は、法第六十四条の三第三項（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により組合又は農事組合法人の継続の届出をしようとするときは、省令第二百八条の三に掲げる書類を添付した届出書（様式第五十四号）を提出しなければならない。

（合併の認可申請）

第三十一条 組合は、法第六十五条第二項の規定により合併の認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第五十五号）を提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 合併に係る決議を行った各組合の総会の議事録の謄本（法第六十五条の二第一項に該当する場合にあつては、合併後存続する組合が合併の方針を決議した総会又は理事会の議事録の謄本）
- 三 合併契約書及び覚書の謄本
- 四 法第六十五条第四項において読み替えて準用する法第四十九条第二項の規定に基づく公告に係る財産目録又は計算書類
- 五 法第六十五条第四項において読み替えて準用する法第四十九条第二項による手続（同条第三項又は第五十条第二項の規定による手続を執つたときは、当該手続を含む。）を経たことを証する書類（非出資組合である場合を除く。）
- 六 総代会で合併を決議した組合にあつては、法第四十八条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類
- 七 法第四十八条の二第二項の規定により総会が招集された場合にあつては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 八 合併経過報告書
- 九 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類
- 十 法第六十五条の二第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う合併後存

続する組合にあつては、合併により消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が合併後存続する組合の総組合員（准組合員を除く。）の数の五分の一を超えていないこと及び合併により消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の五分の一を超えていないことを証する書類

十一 法第六十五条の二第一項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う合併後存続する組合にあつては、合併後存続する組合の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が法第六十五条の二第三項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類

十二 その他知事が必要と認める書類

2 前項の場合において、合併によって新たに組合を設立するときは、設立委員は、前項各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる書類（この場合において、前項第二号及び第八号中「合併後存続する組合」とあるのは「合併により設立される組合」と読み替えるものとする。）のほか、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第五十六号）を提出しなければならない。

一 申請者が法第六十六条第一項の規定により選任された設立委員であることを証する書類

二 設立委員会の議事録の謄本

（農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可申請）

第三十二条 組合は、法第七十条第二項において準用する法第六十五条第二項の規定により農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第五十七号）を提出しなければならない。

一 理由書

二 承継に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本

三 承継契約書の謄本

四 法第七十条第二項において準用する法第六十五条第四項において読み替えて準用する法第四十九条第二項の規定に基づく公告に係る財産目録又は計算書類

五 法第七十条第二項において準用する法第六十五条第四項において読み替えて準用する法第四十九条第二項の規定による手続（同条第三項又は第五十条第二項の規定

による手続を執ったときは、当該手続を含む。）を経たことを証する書類（非出資組合である場合を除く。）

六 総代会で承継を決議した場合にあつては、法第七十条第二項において準用する法第四十八条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類

七 法第七十条第二項において準用する法第四十八条の二第二項の規定により総会が招集された場合にあつては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

八 承継経過報告書

九 法第七十条第一項各号に該当しないことを証する書類

十 その他知事が必要と認める書類

（新設分割の認可申請）

第三十三条 設立委員は、法第七十条の三第三項の規定により新設分割の認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書（様式第五十八号）を提出しなければならない。

一 理由書

二 新設分割に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本（法第七十条の四第一項に該当する場合にあつては、組合が新設分割を決議した総会、総代会又は理事会の議事録の謄本）

三 新設分割計画書

四 法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第四十九条第二項の規定に基づく公告に係る計算書類

五 法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第四十九条第二項の規定による手続（同条第三項又は第五十条第二項の規定による手続を執ったときは、当該手続を含む。）を経たことを証する書類

六 総代会で新設分割を決議した組合にあつては、法第七十条の三第五項において準用する法第四十八条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類

七 法第七十条の三第五項において準用する法第四十八条の二第二項の規定により総会が招集された場合にあつては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

八 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類

九 法第七十条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う組合にあつては、新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表より現存する資産の額の五分の一を超えていないことを証する書類

十 法第七十条の四第一項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う組合にあつては、新設分割組合の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が法第七十条の四第三項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類

十一 申請者が法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第六十六条第一項の規定により選任された設立委員であることを証する書類

十二 設立委員会の議事録の謄本

十三 その他知事が必要と認める書類

（解散登記等の届出）

第三十四条 組合（解散の届出を行った組合を除く。）は、解散、合併、権利義務の承継又は新設分割による登記を完了したときは、登記事項証明書を添付した届出書（様式第五十九号）を提出しなければならない。

（清算終了登記の届出）

第三十五条 組合の清算人は、清算終了の登記を完了したときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第六十号）を提出しなければならない。

- 一 決算報告書
- 二 法第七十二条の二第一項の規定による決算報告に係る総会の議事録の謄本
- 三 清算終了の登記に係る登記事項証明書
- 四 その他知事が必要と認める書類

（農事組合法人の一時理事の選任請求）

第三十六条 農事組合法人の組合員その他利害関係人は、法第七十二条の二十二の規定により一時理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した請求書（様式第六十一号）を提出しなければならない。

- 一 理事が欠けるに至った経緯等を記載した書類
- 二 損害を生ずる理由及びその内容を記載した書類
- 三 請求人と農事組合法人との関係を証する書類
- 四 一時理事に推薦する者の氏名、住所、生年月日、略歴及び推薦理由を記載した書類

五 その他知事が必要と認める書類

（農事組合法人の監事の報告）

第三十七条 農事組合法人の監事は、法第七十二条の二十四第三号の規定により報告をしようとするときは、監査報告書を添付した報告書（様式第六十二号）を提出しなければならない。

（農事組合法人の成立の届出等）

第三十八条 農事組合法人は、法第七十二条の三十二第四項の規定により農事組合法人成立の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第六十三号）を成立の日から二週間以内に提出しなければならない。

- 一 定款
- 二 法第五十六条第一項の規定により作成される目論見書に準ずる書類
- 三 事業計画書（資金計画表を含む。）
- 四 法第五十六条第一項の規定により開催される設立準備会に準ずる会の議事録の謄本
- 五 役員名簿
- 六 農事組合法人の組合員の氏名、住所、出資口数（現物出資の場合にあつては、その目的たる財産の名称、価額及びこれに対して与える出資口数）及び営農規模を記載した組合員名簿
- 七 成立の登記に係る登記事項証明書
- 八 その他知事が必要と認める書類

2 農事組合法人は、法第七十二条の二十九第二項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第六十四号）を変更の日から二週間以内に提出しなければならない。

一 変更理由書

二 新旧対照表

三 定款変更に係る決議を行った総会の議事録の謄本

四 現行の定款

五 その他知事が必要と認める書類

3 農事組合法人は、法第七十二条の三十四第二項の規定により解散の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第六十五号）を解散の日から二週間以内に提出しなければならない。

一 理由書

二 解散事由を証する書類

三 解散の登記に係る登記事項証明書

四 その他知事が必要と認める書類

4 農事組合法人は、法第七十二条の三十五第三項の規定により合併の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第六十六号）を合併の日から二週間以内に提出しなければならない。

一 理由書

二 合併に係る決議を行った各農事組合法人の総会の議事録の謄本（合併により新たに農事組合法人を設立した場合にあっては、設立委員会の議事録の謄本）

三 合併経過報告書

四 合併後存続する農事組合法人又は合併により設立された農事組合法人の定款及び事業計画書

五 役員名簿

六 農事組合法人の組合員の氏名、住所、出資口数（現物出資の場合にあっては、その目的たる財産の名称、価額及びこれに対して与える出資口数）及び営農規模を記載した組合員名簿

七 合併の登記に係る登記事項証明書

八 その他知事が必要と認める書類

（農事組合法人の清算終了の届出）

第三十九条 農事組合法人の清算人は、法第七十二条の四十四の規定により清算終了の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第六十七

号）を提出しなければならない。

一 決算報告書

二 法第七十三条第四項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七条第三項に規定される総会の議事録の謄本

三 清算終了の登記に係る登記事項証明書

四 その他知事が必要と認める書類

（株式会社への組織変更の届出）

第四十条 組合又は農事組合法人は、法第七十三条の十の規定により株式会社への組織変更の届出をしようとするときは、省令第二百二十三条に掲げる書類を添付した届出書（様式第六十八号）を提出しなければならない。

（一般社団法人への組織変更の届出）

第四十一条 組合又は農事組合法人は、法第八十条において準用する法第七十三条の十の規定により一般社団法人への組織変更の届出をしようとするときは、省令第二百二十三条に掲げる書類を添付した届出書（様式第六十九号）を提出しなければならない。

（業務等の検査又は決議等の取消しの請求）

第四十二条 組合員は、法第九十四条第一項の規定による業務若しくは会計の状況の検査の請求又は法第九十六条第一項の規定による決議若しくは選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した請求書（様式第七十号）を提出しなければならない。この場合において、同項の規定による取消しの請求をしようとするときは、その決議又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内に提出しなければならない。

一 理由書

二 請求に同意する者の氏名、住所及び正組合員又は准組合員の別を記載し、かつ、本人が押印した名簿

三 その他知事が必要と認めた書類

（共済代理店の設置又は廃止の届出）

第四十三条 組合は、法第九十七条第一号の規定により共済代理店の設置の届出をしようとするときは、共済代理店委託契約書案及びその他参考となるべき事項を記載した

書類を添付した届出書（様式第七十一号）を提出しなければならない。

2 組合は、法第九十七条第一号の規定により共済代理店の廃止の届出をしようとするときは、参考となるべき事項を記載した書類を添付した届出書（様式第七十二号）を提出しなければならない。

（共済計理人の選任又は退任の届出）

第四十四条

組合は、法第九十七条第二号の規定により共済計理人の選任の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第七十三号）を提出しなければならない。

- 一 選任した共済計理人の履歴書
- 二 省令第四十六条に規定する要件に該当することを証する書類
- 三 共済計理人が二人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 組合は、法第九十七条第二号の規定により共済計理人の退任の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第七十四号）を提出しなければならない。

- 一 理由書
 - 二 共済計理人が退任後も共済計理人が二人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書類
 - 三 その他知事が必要と認める書類
- （子会社対象会社を子会社とする場合等の届出）

第四十五条

農業協同組合は、法第九十七条第三号の規定により法第十一条の六十四第一項に規定する子会社対象会社（以下「子会社対象会社」という。）を子会社とする届出をしようとするときは、省令第二百二十八条各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第七十五号）を提出しなければならない。

2 農業協同組合は、法第九十七条第四号の規定により子会社対象会社に該当する子会社が子会社ではなくなった又は同条第五号の規定により子会社対象会社に該当する子会社がいなくなった又は同条第五号の規定により子会社対象会社となった旨の届出をしようとするときは、理由書及びその他参考となるべき事項を記載した書類を添付した届出書（様式第七十

六号）を提出しなければならない。

（他の会社を子会社とした場合等の届出）

第四十六条

組合は、省令第二百三十一条第一項第一号から第十七号までに掲げる場合又は信用事業命令第五十八条第一項第一号から第五号までに掲げる場合に該当することにより法第九十七条第十二号の規定による届出をしようとするときは、知事が必要と認める書類を添付した届出書（様式第七十七号）を提出しなければならない。

2 組合は、省令第二百三十一条第一項第十八号から第二十号までに掲げる場合又は信用事業命令第五十八条第一項第六号から第十四号まで、第十六号若しくは第十七号に掲げる場合に該当することにより法第九十七条第十二号の規定による届出をしようとするときは、知事が必要と認める書類を添付した届出書（様式第七十八号）を提出しなければならない。

（不祥事件の届出）

第四十七条

組合は、省令第二百三十一条第二十二号に掲げる場合又は信用事業命令第五十八条第一項第十五号に掲げる場合に該当することにより法第九十七条第十二号の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付した届出書（様式第七十九号）を提出しなければならない。

- 一 不祥事件の概要を記載した書類
 - 二 その他知事が必要と認める書類
- （組合の概況等に関する報告）

第四十八条

組合は、次の各号に掲げる場合においては、速やかにその概況及び事由を書面にて報告しなければならない。

一 訴訟当事者となったとき（組合の事業に係る債権回収の場合を除き、役員が職務に関連して当事者になったときを含む。）。

二 組合の業務の健全かつ適切な運営に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき（法第三十八条第一項の規定による役員の変更又は同条第二項の規定による理事の請求及び法第三十五条の四第一項において準用する会社法第三百六十条第一項の規定により理事の行為の差止請求があった場合を含む。）。

三 法第三十五条の五第一項の規定により監事が監査したとき。

(役員に関する報告)

第四十九条 組合は、役員に異動があったときは、異動報告書(様式第八十号)を提出しなければならない。

(総会又は総代会に関する報告)

第五十条 組合は、総会又は総代会を招集するときは、その開催の前十日までに、総会又は総代会に提出予定の議案を添付した報告書(様式第八十一号)を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の農業協同組合等の行なう報告等の手続に関する規則の規定によって行った手続その他の行為は、改正後の福岡県農業協同組合法施行細則中これに相当する規定があるときは、改正後の同規則の相当規定によって行ったものとみなす。

様式第 1 号（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

指定組合指定申請書

指定組合の指定を受けたいので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 0 条第 1 8 項の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 最近における財産及び損益の状況、執行体制を記載した書類
- 3 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）第 6 条の 2 第 1 項に掲げる基準の適合状況を記載した書類
- 4 指定申請に係る決議を行った理事会（経営管理委員会）の議事録の謄本
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

特定農業協同組合承認申請書

特定農業協同組合の承認を受けたいので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）第 5 9 条の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 最近における財産及び損益の状況、執行体制を記載した書類
- 3 農業協同組合法施行令第 3 条の 4 並びに第 3 条の 5 第 1 項及び第 3 項第 2 号から第 4 号までの規定に基づき、主務大臣の指定する金融機関等を定める件（平成 1 3 年 1 2 月金融庁・農林水産省告示第 1 9 号）第 2 条に規定する基準の適合状況を記載した書類
- 4 承認申請に係る決議を行った理事会（経営管理委員会）の議事録の謄本
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 3 号（第 6 条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

余裕金運用総額超過承認申請書

余裕金運用総額の超過の承認を受けたいので、農業協同組合法施行令（昭和 3 7 年政令第 2 7 1 号）第 3 2 条第 5 項ただし書の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 最近における財産及び損益の状況を記載した書類
- 3 承認申請に係る決議を行った理事会（経営管理委員会）の議事録の謄本
- 4 知事が必要と認める書類

様式第 4 号（第 7 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

信用事業規程承認申請書

信用事業規程を定める決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用事業規程全文
- 3 規程設定に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 知事が必要と認める書類

様式第 5 号（第 7 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

信用事業規程変更承認申請書

信用事業規程を変更する決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条第 3 項の規定により、変更の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 規程変更に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 現行の信用事業規程全文
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 6 号（第 7 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

信用事業規程廃止承認申請書

信用事業規程を廃止する決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条第 3 項の規定により、廃止の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 廃止理由書
- 2 規程廃止に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 知事が必要と認める書類

様式第 7 号（第 7 条第 4 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

信用事業規程変更届出書

信用事業規程を変更したので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条第 4 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 規程変更に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 現行の信用事業規程全文
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 8 号（第 8 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

信用事業方法書制定届出書

信用事業方法書を制定したので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）第 7 条第 2 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用事業方法書
- 3 信用事業方法書制定に係る決議を行った理事会（経営管理委員会）の議事録の
謄本
- 4 知事が必要と認める書類

様式第 9 号（第 8 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

信用事業方法書変更届出書

信用事業方法書を変更したので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）第 7 条第 2 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 信用事業方法書変更に係る決議を行った理事会（経営管理委員会）の議事録の
謄本
- 4 現行の信用事業方法書
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 1 0 号（第 8 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

信用事業方法書廃止届出書

信用事業方法書を廃止したので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）第 7 条第 2 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 廃止理由書
- 2 信用事業方法書廃止に係る決議を行った理事会（経営管理委員会）の議事録の
謄本
- 3 知事が必要と認める書類

様式第 1 1 号 (第 9 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

信用供与等限度額超過承認申請書

信用供与等限度額の超過の承認を受けたいので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 8 第 1 項ただし書（同条第 2 項後段において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- 3 参考となるべき事項を記載した書類

様式第 1 2 号 (第 1 0 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

特定関係者等との間の取引等に係る承認申請書

特定関係者等との間の取引等について承認を受けたいので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 9 ただし書の規定により、申請します。

(添付書類)

- 1 理由書（農業協同組合法施行規則（平成 1 7 年農林水産省令第 2 7 号）第 7 条各号に掲げるやむを得ない理由に該当することの説明書類）
- 2 参考となるべき事項を記載した書類

様式第 1 3 号（第 1 1 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

共済規程承認申請書

共済規程を定める決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 1 7 第 1 項の規定により、承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 共済規程全文
- 3 規程設定に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 知事が必要と認める書類

様式第 1 4 号（第 1 1 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

共済規程変更承認申請書

共済規程を変更する決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 1 7 第 3 項の規定により、変更の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 規程変更に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 現行の共済事業規程全文
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 1 5 号（第 1 1 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

共済規程廃止承認申請書

共済規程を廃止する決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 1 7 第 3 項の規定により、廃止の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 廃止理由書
- 2 現に締結している共済契約の取扱いの方針を記載した書類
- 3 規程廃止に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 知事が必要と認める書類

様式第 16 号（第 11 条第 4 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

共済規程変更届出書

共済規程を変更したので、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 11 条の 17 第 4 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 規程変更に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 現行の共済事業規程全文
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 1 7 号（第 1 2 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

価格変動準備金の不積立ての認可申請書

価格変動準備金の不積立てについて、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 3 4 第 1 項ただし書の規定により、認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 農業協同組合法第 3 6 条第 2 項の規定により作成された計算書類
- 3 知事が必要と認める書類

様式第 1 8 号（第 1 2 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

価格変動準備金の取崩しの認可申請書

価格変動準備金の取崩しについて、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）
第 1 1 条の 3 4 第 2 項ただし書の規定により、認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 農業協同組合法第 3 6 条第 2 項の規定により作成された計算書類
- 3 知事が必要と認める書類

様式第 1 9 号（第 1 3 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

信託規程承認申請書

信託規程を定める決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 4 2 第 1 項の規定により、承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託規程全文
- 3 規程設定に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 知事が必要と認める書類

様式第 2 0 号（第 1 3 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

信託規程変更承認申請書

信託規程を変更する決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 4 2 第 3 項の規定により、変更の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 規程変更に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 現行の信託規程全文
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 2 1 号（第 1 3 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

信託規程変更届出書

信託規程を変更したので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 4 2 第 4 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 規程変更に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 現行の信託規程全文
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 2 2 号（第 1 3 条第 4 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

信託規程廃止届出書

信託規程を廃止したので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 4 2 第 4 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 廃止理由書
- 2 規程廃止に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 知事が必要と認める書類

様式第 2 3 号（第 1 4 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

宅地等供給事業実施規程承認申請書

宅地等供給事業実施規程を定める決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 4 8 第 1 項の規定により、承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 宅地等供給事業実施規程全文
- 3 規程設定に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 知事が必要と認める書類

様式第 24 号（第 14 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

宅地等供給事業実施規程変更承認申請書

宅地等供給事業実施規程を変更する決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 11 条の 48 第 3 項の規定により、変更の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 規程変更に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 現行の宅地等供給事業実施規程全文
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 2 5 号（第 1 4 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

宅地等供給事業実施規程変更届出書

宅地等供給事業実施規程を変更したので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 4 8 第 4 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 規程変更に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 現行の宅地等供給事業実施規程全文
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 2 6 号（第 1 4 条第 4 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

宅地等供給事業実施規程廃止届出書

宅地等供給事業実施規程を廃止したので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 4 8 第 4 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 廃止理由書
- 2 規程廃止に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 知事が必要と認める書類

様式第 2 7 号（第 1 5 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

農業経営規程承認申請書

農業経営規程を定める決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 5 1 第 1 項の規定により、承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 農業経営規程全文
- 3 規程設定に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 農業協同組合法第 1 1 条の 5 0 第 3 項又は第 4 項に定める同意を得たことを証する書類（同条第 9 項に定める決議が必要なときは、その決議があったことを証する書類を含む。）
- 5 農業協同組合法第 1 1 条の 5 0 第 6 項及び第 7 項の手続を経たことを証する書類並びに 6 分の 1 以上の組合員が農業の経営に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類
- 6 知事が必要と認める書類

様式第 2 8 号（第 1 5 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

農業経営規程変更承認申請書

農業経営規程を変更する決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 5 1 第 3 項の規定により、変更の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 規程変更に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 現行の農業経営規程全文
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 2 9 号 (第 1 5 条第 3 項関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

農業経営規程変更届出書

農業経営規程を変更したので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 5 1 第 4 項の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 規程変更に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 現行の農業経営規程全文
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 3 0 号（第 1 5 条第 4 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

農業経営規程廃止届出書

農業経営規程を廃止したので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 5 1 第 4 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 廃止理由書
- 2 規程廃止に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 知事が必要と認める書類

様式第 3 1 号 (第 1 6 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

共済契約に係る契約条件変更申出書

共済契約に係る契約条件の変更承認を受けたいので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 5 2 第 1 項の規定により、申し出ます。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 3 参考となるべき事項を記載した書類

様式第32号（第17条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

共済契約に係る契約条件変更承認申請書

共済契約に係る契約条件の変更の承認を受けたいので、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の6第1項の規定により、変更の承認を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 契約条件変更に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 農業協同組合法第11条の5第1項の決議に係る契約条件の変更の内容を示す書類
- 4 農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第55条各号（第2号を除く。）に掲げる書類
- 5 参考となるべき事項を記載した書類

様式第 3 3 号 (第 1 8 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

基準議決権数を超える議決権の保有に係る承認申請書

基準議決権数を超える議決権の保有について、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 6 5 第 2 項ただし書の規定により、承認を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 当該承認に係る会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 3 当該承認に係る会社の議決権のうちその基準議決権を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類
- 4 参考となるべき事項を記載した書類

様式第 3 4 号（第 1 9 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

請求者 住 所
氏 名 印

一時理事選任
一時監事選任 請求書
総会招集

農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、

一時理事の選任
農業協同組合（連合会）の 一時監事の選任 を請求します。
総会の招集

（添付書類）

- 1 役員が欠けるに至った経緯等を記載した書類
- 2 損害を生ずる理由及びその内容を記載した書類
- 3 請求人と組合との関係を証する書類
- 4 一時理事又は監事に推薦する者の氏名、住所、生年月日、略歴及び推薦理由を記載した書類（総会の招集を請求する場合は除く。）
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 3 5 号 (第 1 9 条第 2 項関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

請求者 住 所
氏 名 印

一時代表理事選任請求書

農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 4 0 条第 3 項の規定により、
農業協同組合（連合会）の一時代表理事の選任を請求します。

（添付書類）

- 1 役員が欠けるに至った経緯等を記載した書類
- 2 損害を生ずる理由及びその内容を記載した書類
- 3 請求人と組合との関係を証する書類
- 4 一時代表理事に推薦する者の氏名、住所、生年月日、略歴及び推薦理由を記載した書類
- 5 知事が必要と認める書類

様式第36号（第20条第1項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

定款変更認可申請書

定款変更の決議を行ったので、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条第2項の規定により、定款変更の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 定款変更に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 現行の定款
- 5 知事が必要と認める書類
（事業計画書、総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

※ 福岡県農業協同組合法施行細則（平成29年福岡県規則第18号）第20条第2項から第5項の規定により申請する場合は、各項に掲げる書類を併せて添付すること。

様式第 3 7 号（第 2 0 条第 6 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

定款変更届出書

定款変更の決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 4 条第 4 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 定款変更に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 現行の定款
- 5 知事が必要と認める書類
（事業計画書、総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

様式第 38 号（第 21 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

信用事業全部（一部）の譲渡（譲受）認可申請書

農業協同組合（連合会）に（から）信用事業の全部（一部）を譲渡する（譲り受ける）ことについて決議を行いましたので、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 50 条の 2 第 3 項の規定により、認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用事業の全部（一部）の譲渡（譲受け）に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 信用事業の全部（一部）の譲渡（譲受け）の契約書
- 4 農業協同組合法第 50 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条第 2 項の規定に基づく公告に係る計算書類
- 5 農業協同組合法第 50 条の 2 第 4 項において準用する同法第 49 条第 2 項の規定による手続（同条第 3 項又は第 50 条第 2 項の規定による手続を執ったときは、当該手続を含む。）を経たことを証する書類
- 6 信用事業の一部の譲渡（譲受け）を行った後における組合が子会社等を有する場合には、当該組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 7 当該信用事業の譲渡により当該組合の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類（譲り渡す組合のみ）
- 8 信用事業の全部（一部）の譲受け後における当該組合の収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類（譲り受ける組合のみ）
- 9 信用事業の全部（一部）の譲受け後における当該組合の事業計画書（譲り受ける組合のみ）
- 10 譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる書類（譲り受ける組合のみ）
- 11 信用事業の全部（一部）を譲り受けた組合又はその子会社が、当該信用事業の全部（一部）の譲受けにより国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類（譲り受ける組合のみ）
- 12 参考となるべき事項を記載した書類

様式第 3 9 号（第 2 1 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

信用事業全部譲渡届出書

信用事業の全部を譲渡したので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 5 0 条の 2 第 7 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用事業の全部の譲渡に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 信用事業の全部の譲渡の契約書
- 4 農業協同組合法第 5 0 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する同法第 4 9 条第 2 項の規定に基づく公告に係る計算書類
- 5 農業協同組合法第 5 0 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する同法第 4 9 条第 2 項の規定による手続（同条第 3 項又は第 5 0 条第 2 項の規定による手続を執ったときは、当該手続を含む。）を経たことを証する書類
- 6 当該信用事業の譲渡により当該組合の子会社が子会社でなくなる場合には、当該子会社の名称を記載した書類
- 7 参考となるべき事項を記載した書類

様式第 4 0 号（第 2 2 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

共済事業全部譲渡（共済契約全部移転）届出書

共済事業の全部を譲渡（共済契約の全部を包括して移転）したので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 5 0 条の 4 第 5 項において準用する同法第 5 0 条の 2 第 7 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 共済事業の全部の譲渡（共済契約の全部の移転）に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 共済事業譲渡契約書の写し又は共済契約移転契約書の写し
- 4 農業協同組合法第 5 0 条の 4 第 4 項において読み替えて準用する同法第 4 9 条第 2 項の規定に基づく公告に係る計算書類
- 5 農業協同組合法第 5 0 条の 4 第 4 項において読み替えて準用する同法第 4 9 条第 2 項の規定による手続（同条第 3 項又は第 5 0 条第 2 項の規定による手続を執ったときは、当該手続を含む。）を経たことを証する書類
- 6 知事が必要と認める書類

様式第 4 1 号 (第 2 3 条第 1 項関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

業務報告書 (連結業務報告書) 届出書

業務報告書 (連結業務報告書) を作成したので、農業協同組合法 (昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号) 第 5 4 条の 2 第 1 項 (第 2 項) の規定により、提出します。

(添付書類)

業務報告書 (連結業務報告書)

様式第 4 2 号（第 2 3 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

業務報告書（連結業務報告書）の提出延期承認申請書

業務報告書（連結業務報告書）の提出延期の承認を受けたいので、農業協同組合法施行規則（平成 1 7 年農林水産省令第 2 7 号）第 2 0 2 条第 7 項の規定により、申請します。

（添付書類）

理由書

※ 理由書には提出予定日を併記すること。

様式第 4 3 号（第 2 4 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類の縦覧開始届出書

業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類の縦覧を開始したので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 9 7 条第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則（平成 1 7 年農林水産省令第 2 7 号）第 2 3 1 条第 1 項第 2 1 号の規定により、届け出ます。

（添付書類）

農業協同組合法第 5 4 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により作成した業務又は財産の状況に関する事項を記載した説明書類

様式第 4 4 号（第 2 4 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類の
縦覧開始延期承認申請書

業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類の縦覧開始延期の承認を受けたいので、農業協同組合法施行規則（平成 1 7 年農林水産省令第 2 7 号）第 2 0 6 条第 2 項の規定により、申請します。

（添付書類）

理由書

※ 理由書には縦覧開始予定日を併記すること。

様式第 4 5 号 (第 2 5 条第 1 項関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

事業計画書の届出書

事業計画書を作成したので、農業協同組合法施行規則（平成 1 7 年農林水産省令第 2 7 号）第 2 3 2 条第 1 項の規定により、提出します。

(添付書類)
事業計画書

様式第 4 6 号（第 2 5 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

事業計画書の提出の延期承認申請書

事業計画書の提出延期の承認を受けたいので、農業協同組合法施行規則（平成 1 7 年農林水産省令第 2 7 号）第 2 3 2 条第 5 項の規定により、申請します。

（添付書類）

理由書

※ 理由書には提出予定日を併記すること。

様式第 4 7 号（第 2 6 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

発起人 住 所
代表者の職氏名 印

設立認可申請書

農業協同組合（連合会）の設立について、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 5 9 条第 1 項の規定により、認可を申請します。

記

設立しようとする組合の住所及び名称

（添付書類）

- 1 定款
- 2 理由書
- 3 事業計画書
- 4 設立経過報告書
- 5 発起人名簿
- 6 農業協同組合法第 5 6 条第 1 項の規定により作成した目論見書、設立準備会の開催公告の写し
- 7 定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の謄本
- 8 創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録の謄本
- 9 知事が必要と認める書類
（組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等）

※ 農業協同組合連合会の設立の場合は、会員たる各組合の総会（総代会）議事録の謄本を併せて添付

様式第 48 号（第 27 条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

請求者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

認可に関する証明請求書

農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 61 条第 2 項後段（第 44 条第 3 項、第 61 条第 5 項後段及び第 65 条第 3 項（第 70 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）において、それぞれ準用する場合を含む。）の規定により、認可の証明を請求します。

（添付書類）

理由書

様式第 4 9 号（第 2 8 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

設立登記の完了届出書

設立の登記をしたので、福岡県農業協同組合法施行細則（平成 2 9 年福岡県規則第 1 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

登記事項証明書

様式第 50 号（第 28 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

設立登記の未登記報告書

認可の通知があった日から 90 日を経過して以後においても、設立の登記ができな
いので、福岡県農業協同組合法施行細則（平成 29 年福岡県規則第 18 号）第 28 条
第 2 項の規定により、報告します。

（添付書類）

理由書

様式第 5 1 号（第 2 9 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

解散認可申請書

年 月 日開催の総会（総代会）において、解散の決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 6 4 条第 2 項の規定により、解散の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 解散に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、貸借対照表を除く。）
- 4 清算人名簿（農業協同組合法第 7 1 条ただし書の規定により選任した場合に限る。）
- 5 総代会で解散を決議した組合にあつては、農業協同組合法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類
- 6 農業協同組合法第 4 8 条の 2 第 2 項の規定により総会が招集された場合にあつては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 7 知事が必要と認める書類
（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

様式第 5 2 号（第 2 9 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

総会の決議による解散届出書

解散の決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 6 4 条第 4 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 解散に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、貸借対照表を除く。）
- 4 清算人名簿（農業協同組合法第 7 1 条ただし書の規定により選任した場合に限る。）
- 5 総代会で解散を決議した組合にあつては、農業協同組合法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類
- 6 農業協同組合法第 4 8 条の 2 第 2 項の規定により総会が招集された場合にあつては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 7 解散の登記に係る登記事項証明書
- 8 知事が必要と認める書類
（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

様式第 5 3 号（第 2 9 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

総会の決議によらない解散届出書

解散したので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 6 4 条第 1 項第 3 号（第 4 号、第 5 項、第 8 項）の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、貸借対照表を除く。）
- 2 清算人名簿（農業協同組合法第 7 1 条ただし書の規定により選任した場合に限る。）
- 3 解散の登記に係る登記事項証明書
- 4 農業協同組合法第 6 4 条第 1 項第 3 号の規定により解散した場合にあっては、破産手続開始の決定を証する書類
- 5 農業協同組合法第 6 4 条第 5 項の規定により解散した場合にあっては、解散時の組合員の名簿
- 6 農業協同組合法第 6 4 条第 7 項第 3 号の規定により解散した場合にあっては、会員が一人になってから 6 月を超えていることを証する書類
- 7 知事が必要と認める書類

様式第 5 4 号 (第 3 0 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組合 (農事組合法人) 名
代表者職氏名

印

継続届出書

継続の決議を行ったので、農業協同組合法 (昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号) 第 6 4 条の 3 第 3 項 (第 7 3 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 継続に係る決議を行った総会 (総代会) の議事録の謄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書
- 3 知事が必要と認める書類

(総代会で継続を決議した組合にあっては農業協同組合法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類、同法第 4 8 条の 2 第 2 項の規定により総会が招集された場合にあっては当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本、総会 (総代会) 招集通知の写し、理事会議事録の写し等)

様式第 5 5 号（第 3 1 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

合併後存続する組合	住 所	
	組 合 名	
	代表者職氏名	印

合併により解散する組合	住 所	
	組 合 名	
	代表者職氏名	印

吸収合併認可申請書

農業協同組合と 農業協同組合との合併について、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 6 5 条第 2 項の規定により、認可を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 合併に係る決議を行った各組合の総会の議事録の謄本（農業協同組合法第 6 5 条の 2 第 1 項に該当する場合にあっては、合併後存続する組合が合併の方針を決議した理事会（経営管理委員会）の議事録の謄本）
- 3 合併契約書及び覚書の謄本
- 4 農業協同組合法第 6 5 条第 4 項において読み替えて準用する同法第 4 9 条第 2 項の規定に基づく公告に係る財産目録又は計算書類
- 5 農業協同組合法第 6 5 条第 4 項において読み替えて準用する同法第 4 9 条第 2 項の規定による手続（同条第 3 項又は第 5 0 条第 2 項の規定による手続を執ったときは、当該手続を含む。）を経たことを証する書類（非出資組合である場合を除く。）
- 6 総代会で合併を決議した組合にあっては、農業協同組合法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 農業協同組合法第 4 8 条の 2 第 2 項の規定により総会が招集された場合にあっては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 8 合併経過報告書
- 9 合併後存続する組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類
- 10 農業協同組合法第 6 5 条の 2 第 1 項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う合併後存続する組合にあっては、合併により消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が合併後存続する組合の総組合員（准組合員を除く。）の数の 5 分の 1 を超えていないこと及び合併により消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の 5 分の 1 を超えていないことを証する書類
- 11 農業協同組合法第 6 5 条の 2 第 1 項の規定により総会の決議を経ないで合併を行う合併後存続組合にあっては、合併後存続する組合の 6 分の 1 以上の組合員（准組合員を除く。）が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類
- 12 知事が必要と認める書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

様式第 56 号（第 31 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

設立委員 住 所
代表者氏名

印

新設合併認可申請書

農業協同組合と 農業協同組合との合併により、新たに 農業協同組合を設立するので、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 65 条第 2 項の規定により、認可を申請します。

記

- 1 設立しようとする組合の住所及び名称
- 2 合併する組合の住所及び名称

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 合併に係る決議を行った各組合の総会の議事録の謄本（農業協同組合法第 65 条の 2 第 1 項に該当する場合にあっては、合併後存続する組合が合併の方針を決議した理事会（経営管理委員会）の議事録の謄本）
- 3 合併契約書及び覚書の謄本
- 4 農業協同組合法第 65 条第 4 項において読み替えて準用する同法第 49 条第 2 項の規定に基づく公告に係る財産目録又は計算書類
- 5 農業協同組合法第 65 条第 4 項において読み替えて準用する同法第 49 条第 2 項の規定による手続（同条第 3 項又は第 50 条第 2 項の規定による手続を執ったときは、当該手続を含む。）を経たことを証する書類（非出資組合である場合を除く。）
- 6 総代会で合併を決議した組合にあっては、農業協同組合法第 48 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 農業協同組合法第 48 条の 2 第 2 項の規定により総会が招集された場合にあっては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 8 合併経過報告書
- 9 合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類
- 10 申請者が農業協同組合法第 66 条第 1 項の規定により選任された設立委員であることを証する書類
- 11 設立委員会の議事録の謄本
- 12 知事が必要と認める書類（総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

様式第 5 7 号（第 3 2 条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

承 継 組 合 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印被承継連合会 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

権利義務承継認可申請書

権利義務の承継の認可を受けたいので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 7 0 条第 2 項において準用する同法第 6 5 条第 2 項の規定により、認可を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 承継に係る決議を行った総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 承継契約書の謄本
- 4 農業協同組合法第 7 0 条第 2 項において準用する同法第 6 5 条第 4 項において読み替えて準用する同法第 4 9 条第 2 項の規定に基づく公告に係る財産目録又は計算書類
- 5 農業協同組合法第 7 0 条第 2 項において準用する同法第 6 5 条第 4 項において読み替えて準用する同法第 4 9 条第 2 項の規定による手続（同条第 3 項又は第 5 0 条第 2 項の規定による手続を執ったときは、当該手続を含む。）を経たことを証する書類（非出資組合である場合を除く。）
- 6 総代会で承継を決議した場合にあっては、農業協同組合法第 7 0 条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 農業協同組合法第 7 0 条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 2 第 2 項の規定により総会が招集された場合にあつては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 8 承継経過報告書
- 9 農業協同組合法第 7 0 条第 1 項各号に該当しないことを証する書類
- 10 知事が必要と認める書類

様式第 58 号（第 33 条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

設立委員 住 所
代表者職氏名

印

新設分割認可申請書

新たに 農業協同組合を設立するので、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 70 条の 3 第 3 項の規定により、新設分割の認可を申請します。

記

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割を行う組合の住所及び氏名

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 新設分割に係る決議を行った総会（総代会）の議事録の謄本（農業協同組合法第 70 条の 4 第 1 項に該当する場合にあっては、組合が新設分割を決議した理事会（経営管理委員会）の議事録の謄本）
- 3 新設分割計画書
- 4 農業協同組合法第 70 条の 3 第 5 項において読み替えて準用する同法第 49 条第 2 項の規定に基づく公告に係る計算書類
- 5 農業協同組合法第 70 条の 3 第 5 項において読み替えて準用する同法第 49 条第 2 項の規定による手続（同条第 3 項又は第 50 条第 2 項の規定による手続を執ったときは、当該手続を含む。）を経たことを証する書類
- 6 総代会で新設分割を決議した組合にあっては、農業協同組合法第 70 条の 3 第 5 項において準用する同法第 48 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類
- 7 農業協同組合法第 70 条の 3 第 5 項において準用する同法第 48 条の 2 第 2 項の規定により総会が招集された場合にあっては、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 8 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書、組合員数、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類
- 9 農業協同組合法第 70 条の 4 第 1 項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う組合にあっては、新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表より現存する資産の額の 5 分の 1 を超えていないことを証する書類
- 10 農業協同組合法第 70 条の 4 第 1 項の規定により総会の決議を経ないで新設分割を行う組合にあっては、新設分割組合の 6 分の 1 以上の組合員（准組合員を除く。）が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類
- 11 申請者が農業協同組合法第 70 条の 3 第 5 項において読み替えて準用する同法第 66 条第 1 項の規定により選任された設立委員であることを証する書類
- 12 設立委員会の議事録の謄本

- 13 知事が必要と認める書類（新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合の当該組織変更の概要（組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期など）、総会（総代会）招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

様式第 5 9 号 (第 3 4 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

解散（合併、権利義務の承継、新設分割）登記の完了届出書

解散（合併、権利義務の承継、新設分割）の登記をしたので、福岡県農業協同組合法施行細則（平成 2 9 年福岡県規則第 1 8 号）第 3 4 条の規定により、届け出ます。

（添付書類）

解散（合併、権利義務の承継、新設分割）の登記に係る登記事項証明書

様式第 6 0 号 (第 3 5 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表清算人名 印

清算終了登記の完了届出書

清算終了の登記をしたので、福岡県農業協同組合法施行細則（平成 2 9 年福岡県規則第 1 8 号）第 3 5 条の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 決算報告書
- 2 決算報告に係る総会の議事録の謄本
- 3 清算終了の登記に係る登記事項証明書
- 4 知事が必要と認める書類

様式第 6 1 号 (第 3 6 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

請求者 住 所
氏 名 印

農事組合法人一時理事選任請求書

農業協同組合法 (昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号) 第 7 2 条の 2 2 の規定により、一時理事の選任を請求します。

記

農事組合法人の名称及び所在地

(添付書類)

- 1 理事が欠けるに至った経緯等を記載した書類
- 2 損害を生ずる理由及びその内容を記載した書類
- 3 請求人と農事組合法人との関係を証する書類
- 4 一時理事に推薦する者の氏名、住所、生年月日、略歴及び推薦理由を記載した書類
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 6 2 号 (第 3 7 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

報告者 住 所
(監事) 氏 名 印

農事組合法人違反事項等報告書

下記の農事組合法人において、財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 7 2 条の 2 4 第 3 号の規定により、報告します。

記

- 1 農事組合法人の名称及び所在地
- 2 違反又は著しく不当な事項の概要

(添付書類)

監査報告書

様式第63号（第38条第1項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
農事組合法人名
代表者職氏名

印

農事組合法人成立届出書

成立の登記をしたので、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の32第4項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 定款
- 2 農業協同組合法第56条第1項の規定により作成される目論見書に準ずる書類
- 3 事業計画書（資金計画表を含む。）
- 4 農業協同組合法第56条第1項の規定により開催される設立準備会に準ずる会の議事録の謄本
- 5 役員名簿
- 6 組合員名簿（氏名、住所、出資口数及び営農規模を記載したもの）
- 7 成立の登記に係る登記事項証明書

様式第 6 4 号 (第 3 8 条第 2 項関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
農事組合法人名
代表者職氏名

印

農事組合法人定款変更届出書

定款変更の決議を行ったので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 7 2 条の 2 9 第 2 項の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 変更理由書
- 2 新旧対照表
- 3 定款変更に係る決議を行った総会の議事録の謄本
- 4 現行の定款
- 5 知事が必要と認める書類

様式第 65 号（第 38 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
農事組合法人名
代表者職氏名

印

農事組合法人解散届出書

解散したので、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 34 第 2 項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 解散事由を証する書類（総会議事録の謄本、破産宣告を受けたことを証する書類、組合員が 3 人未満となってから 6 月を経過したことを証する書類等）
- 3 解散の登記に係る登記事項証明書
- 4 知事が必要と認める書類

様式第 6 6 号（第 3 8 条第 4 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
農事組合法人名
代表者職氏名 印

農事組合法人合併届出書

と どの合併について、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 7 2 条の 3 5 第 3 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 合併後存続する又は合併により設立された農事組合法人の名称及び所在地
- 2 合併により消滅する農事組合法人の名称及び所在地

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 合併に係る決議を行った総会又は設立委員会の議事録の謄本
- 3 合併経過報告書
- 4 合併後存続する又は合併により設立された農事組合法人の定款及び事業計画書
- 5 役員名簿
- 6 組合員名簿（氏名、住所、出資口数及び営農規模を記載したもの）
- 7 合併の登記に係る登記事項証明書
- 8 知事が必要と認める書類

様式第67号（第39条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
農事組合法人名
代表清算人名

印

農事組合法人清算終了届出書

清算終了をしたので、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の44の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 決算報告書
- 2 清算総会の議事録の謄本
- 3 清算終了の登記に係る登記事項証明書
- 4 知事が必要と認める書類

様式第 6 8 号 (第 4 0 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 株式会社の住所
株式会社の名称
代表者職氏名 印

〔 組織変更前の組合 (農事組合法人) 〕
住 所
名 称

株式会社への組織変更届出書

株式会社に組織変更したので、農業協同組合法 (昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号) 第 7 3 条の 1 0 の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 組織変更計画書 (農業協同組合法第 7 3 条の 3 第 4 項各号に掲げる事項を記載したもの)
- 2 組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本
- 3 組織変更の登記に係る登記事項証明書

様式第 69 号（第 41 条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 一般社団法人の住所
一般社団法人の名称
代表者職氏名 印

〔 組織変更前の組合（農事組合法人）
住所
名称 〕

一般社団法人への組織変更届出書

一般社団法人に組織変更したので、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）
第 80 条において準用する同法第 73 条の 10 の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 組織変更計画書（農業協同組合法第 78 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した
もの）
- 2 組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本
- 3 組織変更の登記に係る登記事項証明書

様式第 7 0 号 (第 4 2 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

請求者 住 所
氏 名
(組合名) 印

{ 業務又は会計の状況の検査
総会 (総代会) における決議 (選挙、当選) の取消 } 請求書

{ 農業協同組合の業務又は会計の状況 }
{ 農業協同組合の総会 (総代会) における決議 (選挙、当選) } について、

農業協同組合法 (昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号) 第 9 4 条 (第 9 6 条) 第 1 項の規定
により、{ 検 査 }
{ 取 消 し } を請求します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 組合員の同意者名簿 (同意者の氏名、住所及び正組合員又は准組合員の別を記載し、かつ、本人が押印したもの)
- 3 知事が必要と認める書類

様式第 7 1 号（第 4 3 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

共済代理店設置届出書

共済代理店を設置するので、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 9 7 条第 1 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

商号・名称又は氏名	
代表者の氏名（法人等の場合）	
営業所又は事務所の所在地	
設置理由	
設置予定日	年 月 日（ ）
主たる業務の内容	

（添付書類）

- 1 委託契約書案
- 2 参考となるべき事項を記載した書類

様式第 7 2 号（第 4 3 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

共済代理店廃止届出書

共済代理店を廃止するので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 9 7 条第 1 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

商号・名称又は氏名	
代表者の氏名（法人等の場合）	
営業所又は事務所の所在地	
廃止理由	
廃止予定日	年 月 日（ ）

（添付書類）

参考となるべき事項を記載した書類

様式第 73 号（第 44 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

共済計理人選任届出書

を共済計理人に選任したので、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 97 条第 2 号の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 履歴書
- 2 農業協同組合法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号）第 46 条に規定する要件に該当することを証する書類
- 3 共済計理人が 2 人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書類
- 4 知事が必要と認める書類

様式第 7 4 号（第 4 4 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

共済計理人退任届出書

共済計理人 〃 が退任したので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 9 7 条第 2 号の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 当該共済計理人退任後も共済計理人が 2 人以上となる場合は、各共済計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書類
- 3 知事が必要と認める書類

様式第 75 号（第 45 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

子会社対象会社を子会社とする届出書

農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 11 条の 6 第 4 第 1 項に規定する子会社対象会社を子会社とするので、農業協同組合法第 97 条第 3 号の規定により、届け出ます。

（添付書類）

1 理由書

2 届出者に関する次に掲げる書類

（イ）最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

（ロ）届出後における収支の見込みを記載した書類

3 届出者及びその子会社に関する次に掲げる書類

（イ）届出後における届出者及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

（ロ）届出後における届出者及びその子会社の連結自己資本比率の見込み（農業協同組合法第 10 条第 1 項第 3 号の事業を行う農業協同組合及びその子会社に限る。）

4 届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

（イ）名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

（ロ）業務の内容を記載した書類

（ハ）最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

（ニ）役員の役職名及び氏名を記載した書類

5 届出に係る子会社対象会社を子会社とすることにより、届出者又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

6 参考となるべき事項を記載した書類

様式第 7 6 号（第 4 5 条第 2 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

子会社対象会社が子会社（子会社対象会社）でなくなった届出書

農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 1 1 条の 6 4 第 1 項に規定する子会社対象会社が、子会社（子会社対象会社）でなくなったので、農業協同組合法第 9 7 条第 4 号（第 5 号）の規定により、届け出ます。

当該子会社対象会社の名称及び所在地

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 参考となるべき事項を記載した書類

様式第 7 7 号（第 4 6 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

他の会社を子会社とした場合等の届出書

子会社（特殊関係者、本組合）について、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 9 7 条第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則（平成 1 7 年農林水産省令第 2 7 号）第 2 3 1 条第 1 項第 1 号（第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 1 0 号、第 1 1 号、第 1 2 号、第 1 3 号、第 1 4 号、第 1 5 号、第 1 6 号、第 1 7 号）又は農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）第 5 8 条第 1 項第 1 号（第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 子会社（特殊関係者、本組合）の名称及び所在地
- 2 届出の内容

（添付資料）

知事が必要と認める書類

様式第 7 8 号 (第 4 6 条第 2 項関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

信用事業等に関する届出書

信用事業等について、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 9 7 条第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則（平成 1 7 年農林水産省令第 2 7 号）第 2 3 1 条第 1 項第 1 8 号（第 1 9 号、第 2 0 号）又は農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）第 5 8 条第 1 項第 6 号（第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 1 0 号、第 1 1 号、第 1 2 号、第 1 2 号の 2、第 1 2 号の 3、第 1 3 号、第 1 4 号、第 1 6 号、第 1 7 号）の規定により、届け出ます。

(添付資料)

知事が必要と認める書類

様式第 7 9 号 (第 4 7 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名 印

不祥事件発生届出書

不祥事件が発生したので、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）第 9 7 条第 1 2 号及び農業協同組合法施行規則（平成 1 7 年農林水産省令第 2 7 号）第 2 3 1 条第 1 項第 2 2 号又は農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）第 5 8 条第 1 項第 1 5 号の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 不祥事件の概要を記載した書類
- 2 知事が必要と認める書類

様式第 8 0 号 (第 4 9 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

役員異動報告書

本組合は、下記(別紙)のとおり役員に異動が生じたので、福岡県農業協同組
合法施行細則(平成29年福岡県規則第18号)第49条の規定により、報告します。

記

- 1 異動理由
- 2 役員 of 異動状況

(新)

役職名 (代表 権の有 無)	常勤・非 常勤の別 (常勤の 場合、担 当業務)	異動 年月日	氏 名	年 齢	性 別	住 所	略 歴	認定農業者 又は準ずる 者・実践的 能力者の別 (※)	営 農 規 模	農業 以外 の職 業
									a	
									a	
									a	

(旧)

役職名 (代表 権の有 無)	常勤・非 常勤の別 (常勤の 場合、担 当業務)	異動 年月日	氏 名	年 齢	性 別	住 所	略 歴	認定農業者 又は準ずる 者・実践的 能力者の別 (※)	営 農 規 模	農業 以外 の職 業
									a	
									a	
									a	

※については、理事又は経営管理委員についてのみ記載すること。

様式第 8 1 号 (第 5 0 条関係)

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

届出者 住 所
組 合 名
代表者職氏名

印

総会 (総代会) 開催報告書

年 月 日通常 (臨時) 総会 (総代会) を開催するので、福岡県農業協同組
合法施行細則 (平成 2 9 年福岡県規則第 1 8 号) 第 5 0 条の規定により、議案書を添
えて報告します。